視覚障害者のための日常生活用具と補装具に関する調査

**自治体アンケート調査票**

# ■基本事項

問１．貴自治体名と部署名をご記入ください。

* ご記入日（平成２９年 月 日）
* 貴自治体名（ 都・道・府・県 市・区・町・村）
* ご記入部課名部課係（ ）

# ■補装具について

問２．厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」を元に貴自治体において独自に補装具費支給に関する内規（要綱）を定めていますか。

①定めている ②定めていない

「①定めている」と回答した自治体は、

その規定をアンケート回答と一緒に送ってください

問３．情報提供について

【問３-１】貴自治体において、地域に住む視覚障害者に対してどのように補装具支給制度の情報提供に努めていますか。（複数回答可）

①身体障害者手帳の交付の際に本人に伝えている

②障害者福祉のしおりに掲載している

③自治体の広報紙に定期的に掲載している

④自治体のホームページに掲載している　**➡**問４にも回答してください

⑤利用者にわかりやすいようリーフレットを作成して配布している

⑥その他（ ）

【問３-２】どこへ情報提供し、視覚障害者へ情報が伝わるよう連携していますか。（複数回答可）

①地域の眼科医

②地域の視覚障害者の当事者団体（視覚障害者福祉協会・盲人協会等）

③地域の視覚障害者の関係施設（点字図書館等）

④地域の特別支援学校（盲学校等の特別支援学校）

⑤地域の特別支援学級（弱視学級等の特別支援学級）

⑥視覚障害者の機能訓練施設（生活訓練施設）

⑦地域の社会福祉協議会

⑧ケアマネジャー

⑨特にお知らせしていない

⑩その他（ ）

問４．【問３-１】で「④自治体のホームページに掲載している」と回答した自治体にお聞きします。

【問４-１】ホームページではどの様な内容を掲載していますか。（複数回答可）

①概要・実施要領　**➡**問４-２にも回答してください

②申請書類

③補装具費支給に関するＱ＆Ａ

④支給品目の見直し時期や方法

⑤問い合わせ窓口

⑥その他（ ）

【問４-２】問４-１で「①概要・実施要領」と回答した方は下記から具体的な項目を選択してください。（複数回答可）

①対象者

②支給品目

③支給品目の用途・機能

④耐用年数

⑤金額の自己負担

⑥申請方法

⑦申請に必要なもの

⑧その他（ ）

問．貴自治体において、盲人安全つえ（白杖）、眼鏡（弱視眼鏡・遮光眼鏡・矯正眼鏡）を当事者の申請により１度に２本支給することはありますか。

【問５-１】盲人安全つえ（白杖）

①２本の申請があったすべての人に支給している

②必要性を確認し認められた方のみ２本支給している

③２本の申請があってもすべての人に１本のみ支給している

④２本の申請がない

⑤わからない

⑥その他（ ）

【問５-２】弱視眼鏡（①②の場合は、該当様式を○で囲んでください）

①２本の申請があったすべての人に支給している

弱視眼鏡掛けめがね式：a遠用と近用　　b遠用のみ　　c近用のみ

焦点調節式：d遠用と近用　　e遠用のみ　　f近用のみ

②必要性を確認し、認められた方のみ２本支給している

弱視眼鏡掛けめがね式：g遠用と近用　　h遠用のみ　　i近用のみ

焦点調節式：j遠用と近用　　k遠用のみ　　l近用のみ

③２本申請があってもすべての人に１本のみ支給している

④２本の申請がない

⑤わからない

⑥その他（ ）

【問５-３】遮光眼鏡（①②の場合は、該当様式を○で囲んでください）

①２本の申請があったすべての人に支給している

a室内用と室外用　　b室内用のみ　　c室外用のみ

②必要性を確認し、認められた方のみ２本支給している

a室内用と室外用　　b室内用のみ　　c室外用のみ

③２本申請があってもすべての人に１本のみ支給している

④２本の申請がない

⑤わからない

⑥その他（ ）

【問５-４】矯正眼鏡（①②③の場合は、該当様式を○で囲んでください）

①２本の申請があったすべての人に支給している

a遠用と近用　　b遠用のみ　　c近用のみ

②必要性を確認し、認められた方のみ２本支給している

a遠用と近用　　b遠用のみ　　c近用のみ

③２本申請があってもすべての人に１本のみ支給している

a遠用か近用のどちらか　　b遠用のみ　　c近用のみ

④２本の申請がない

⑤わからない

⑥その他（ ）

問６．問５で「③２本申請があってもすべての人に１本のみ支給している」に１つでも○をした自治体にお聞きします。２本支給できない理由を教えてください。（複数回答可）

①２本の申請が多く予算がない

②２本必要かどうか判断することが難しい（「必要」と「ほしい」の違い）

③補装具の個数は１種目につき１個であると考えている

④わからない

⑤その他（ ）

問７．貴自治体において、地域に住む視覚障害者から補装具に関する相談を受け付けていますか。（複数回答可）

①障害福祉課等に担当者を配置し、常時相談に応じている

②定期的に相談会等を実施している

③特に相談は自治体内では受け付けておらず、更生相談所等へお願いしている

④わからない

⑤その他（ ）

**質問は、次のページへ続きます**

問８．貴自治体において、補装具費支給制度に関する職員の研修を定期的に実施していますか。

①している

②していない

③どちらともいえない

④その他（ ）

問９．貴自治体において、補装具費支給制度に関するどのような研修があれば学びたいと思いますか。（複数回答可）

①視覚障害特性における生活困難なこと等を学ぶ研修

②補装具支給の制度の内容や事務手続きを学ぶ研修

③補装具の役割や機能を学ぶ研修

④障害者総合支援法を学ぶ研修

⑤その他（ ）

問１０．貴自治体において補装具費支給制度を実施するにあたっての課題を教えてください。（複数回答可）

①職員が定期的に異動するため、専門的知識を習得するのが難しい

②補装具支給の予算を確保することが難しい

③支給の判断に迷うことが多い

④地域に住む視覚障害者へ支給制度を周知することが難しい

⑤地域に住む視覚障害者のニーズに応えることが難しい

⑥日常生活用具給付事業との違いを理解することが難しい

⑦審査手順、申請手続き等が複雑

⑧その他（ ）

**質問は、次のページへ続きます**

問１１．貴自治体において補装具費支給制度を実施するにあたり求めることを教えてください。（複数回答可）

①制度を実施するための詳細なマニュアルがほしい

②新しい技術や製品の導入等、時代にあわせて、支給制度の定期的な見直しが必要

③基準表（価格や耐用年数等）の見直しが必要

④補装具支給の担当職員の研修を定期的に実施することが必要

⑤全国の市区町村において補装具の支給に差があることは望ましくなく、統一して実施するため、各市区町村がどのように支給しているかを検索できるデータベースが必要

⑥その他（ ）

**質問は、次のページへ続きます**

# ■日常生活用具について

問１２．貴自治体において「日常生活用具給付等事業の実施要綱」および「日常生活用具品目一覧」を定めていますか。

【問１２-１】「日常生活用具給付事業の実施要綱」

①定めている ②定めていない

【問１２-２】「日常生活用具品目一覧」

①例示している ②例示していない

「①定めている」「①例示している」と回答した自治体は、　　その実施要綱及び日常生活用具品目一覧をアンケート回答　　と一緒に送ってください

問１３．「日常生活用具給付等事業」を実施するにあたり、制度の趣旨、厚生労働省が示す「用具の要件」等にてらして運用していますか。また、　貴自治体で、趣旨にてらして工夫していることがありましたら教えてく　ださい。

　①している　　②一部している　　③どちらとも言えない　　④していない

【問１３-１】

　工夫していること

(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

**質問は、次のページへ続きます**

問１４．情報提供について

【問１４-１】貴自治体において、地域に住む視覚障害者に対してどのように日常生活給付事業の情報提供に努めていますか。（複数回答可）

①身体障害者手帳の交付の際に本人に伝えている

②障害者福祉のしおりに掲載している

③自治体の広報紙に定期的に掲載している

④自治体のホームページに掲載している　**➡**問１５にも回答してください

⑤利用者にわかりやすいようリーフレットを作成して配布している

⑥その他（ ）

【問１４-２】どこへ情報提供し、視覚障害者へ情報が伝わるよう連携していますか。（複数回答可）

①地域の眼科医

②地域の視覚障害者の当事者団体（視覚障害者福祉協会・盲人協会等）

③地域の視覚障害者の関係施設（点字図書館等）

④地域の特別支援学校（盲学校等の特別支援学校）

⑤地域の特別支援学級（弱視学級等の特別支援学級）

⑥視覚障害者の機能訓練（生活訓練施設）

⑦地域の社会福祉協議会

⑧ケアマネジャー

⑨特にお知らせしていない

⑩その他（ ）

問１５．【問１４-１】で「④自治体のホームページに掲載している」と回答した自治体にお聞きします。

【問１５-１】ホームページではどの様な内容を掲載していますか。（複数回答可）

①概要・実施要領　**➡**問１５-２にも回答してください

②申請書類

③補装具費支給に関するＱ＆Ａ

④支給品目の見直し時期や方法

⑤問い合わせ窓口

⑥その他（ ）

【問１５-２】問１５-１で「①概要・実施要領」と回答した方は下記から具体的な項目を選択してください。（複数回答可）

①対象者

②支給品目

③支給品目の用途・機能

④耐用年数

⑤金額の自己負担

⑥申請方法

⑦申請に必要なもの

⑧その他（ ）

問１６．貴自治体において、視覚障害者のための日常生活用具の品目をどのように決めていますか。（複数回答可）

①厚生労働省が示す「用具の要件」と「用具の用途及び形状」の内容及び「日常生活用具参考例」を参考にした

②他の自治体の給付品目を参考にした

③自治体内の会議で、時代背景等を勘案し給付品目を検討した

④（公財）テクノエイド協会の示す品目を参考にした

⑤利用者からのニーズを参考にした

⑥視覚障害者当事者団体のニーズを参考にした

⑦メーカーや販売店で実施している機器展を参考にした

⑧予算内で給付できる品目にした

⑨地域生活支援事業に移行する前の品目から変えていない

⑩その他（ ）

問１７．貴自治体において、日常生活用具の品目、給付上限額、対象者等を障害福祉計画の見直し等で、定期的に見直ししていますか。

①している 　➡問１８.１９へ

②していない

③どちらともいえない　　　➡問２０へ

④見直す必要はない

問１８．問１７で「①している」と回答した自治体にお聞きします。

どのくらいの頻度で見直していますか。（例３年に１回、１年に１回等）

（　　　　　　　　　　　　回）

問１９．問１７で「①している」と回答した自治体にお聞きします。

見直しの際は、地域に住む視覚障害者（個人）及び視覚障害者団体等にアンケート及びヒアリング等のニーズを（意見）調査していますか。

【問１９-１】「視覚障害者（個人）」へのアンケート調査

①している ②毎回ではないがしている ③していない

【問１９-２】「視覚障害者（個人）」へのヒアリング調査

①している ②毎回ではないがしている ③していない

【問１９-３】「視覚障害者福祉団体等」へのアンケート調査

①している ②毎回ではないがしている ③していない

【問１９-４】「視覚障害者福祉団体等」へのヒアリング調査

①している ②毎回ではないがしている ③していない

# ■ここからは全員が回答してください

問２０．日常生活用具の品目、給付上限額、対象者等を見直し、変更した場合、地域に住む視覚障害者へ情報提供していますか。

①している　　➡問２１へ

②していない　➡問２２へ

③わからない　➡問２３へ

**質問は、次のページへ続きます**

問２１．問２０で「①している」と回答した自治体にお聞きします。

【問２１-１】自治体においてどのようにして情報提供していますか。

（複数回答可）

①身体障害者手帳の交付の際に本人に伝えている

②障害者福祉のしおりに掲載している

③自治体の広報紙に定期的に掲載している

④自治体のホームページに掲載している

⑤利用者にわかりやすいようリーフレットを作成して配布している

⑥その他（ ）

【問２１-２】視覚障害者へ情報が伝わるよう、どこへ情報提供し連携していますか。（複数回答可）

①地域の眼科医

②地域の視覚障害者の当事者団体（視覚障害者福祉協会・盲人協会等）

③地域の視覚障害者の関係施設（点字図書館等）

④地域の特別支援学校（盲学校等の特別支援学校）

⑤地域の特別支援学級（弱視学級等の特別支援学級）

⑥視覚障害者の機能訓練（生活訓練施設）

⑦地域の社会福祉協議会

⑧ケアマネジャー

⑨特にお知らせしていない

⑩その他（ ）

問２２．問２０で「②していない」と回答した自治体にお聞きします。今後、日常生活用具の品目、給付上限額、対象者等を定期的に見直す予定はありますか。

①検討中

②今後も見直す予定はない

③見直す必要はない

④わからない

⑤その他（ ）

問２３．日常生活用具に指定されている品目の製品を視覚障害当事者が選んで申請できますか。

①できる　➡問２５へ

②できない

➡問２４へ

③できるものとできないものがある

④わからない　➡問２５へ

問２４．問２３で「②できない」「③できるものとできないものがある」と回答した自治体にお聞きします。その理由を教えてください。

①製品は入札で決めている

②契約している販売店で取り扱いのある製品に限定している

③製品は従来から決まっており、特に変更する必要はない

④視覚障害当事者のニーズに合わせると予算がない

⑤その他（ ）

問２５．地域に住む視覚障害者の日常生活用具の品目等の需要（要望）に対して、供給体制は満たされていますか（所管課の印象で結構です）。

①充分に満たされている

➡問２７へ

②満たされている

③あまり満たされていない

➡問２６へ

④満たされていない

**質問は、次のページへ続きます**

問２６．問２５で「③あまり満たされていない」または「④満たされていない」と回答した自治体にお聞きします。どのような要望に応えられていないとお考えですか。（複数回答可）

①給付品目を増やしてほしい

②時代に合った製品を給付品目に指定してほしい

③耐用年数を短くしてほしい

④給付上限額を上げてほしい

⑤給付対象者（対象障害区分）を広げてほしい

⑥年齢区分を広げてほしい

⑦故障や紛失等において再給付をしてほしい

⑧修理により使用が可能となる場合、その費用を負担してほしい

⑨日常生活用具給付事業の情報を定期的に届けてほしい

⑩自分が相談しやすく、アフターフォローもしっかりしている販売店から購入したい

⑪その他（ ）

問２７．視覚障害当事者からの申請を予算がないという理由で断らざるをえないことはありますか。

①ある ➡問２８へ

②ない

③どちらともいえない 　➡問２９へ

④わからない

問２８．問２７で「①ある」と回答した自治体にお聞きします。断った場合、受けた要望を次年度の予算に計上し、次年度に給付するよう取り組んでいますか。

①している

②していない

③する必要はない

④わからない

問２９．貴自治体における日常生活用具の申請の時に必要な書類を教えてください。（申請書を除く）（複数回答可）

①委託業者からの見積書

②給付を希望する用具のカタログ

③市・町・村の税の課税状況がわかる書類

④身体障害者手帳

⑤主治医意見書（必要に応じて）

⑥マイナンバー（個人番号）

⑦その他（ ）

問３０．申請の時に必要な書類への記入や移動が困難な視覚障害に対して貴自治体においてサポートしていることはありますか。

①している 　➡問３０-１へ

②していない

③する必要はない　　➡問３１へ

④わからない

【問３０-１】問３０で「①している」と回答した方は下記からサポートの内容を選択してください。（複数回答可）

①電話で内容の聞き取りし申請書類を代筆している

②窓口に来ていただいた際に代筆している

③関係書類等の手続きは郵送で済むようにし、申請者が窓口までこなくてもいいようにしている

④申請者本人ではなく代理者のみが窓口で手続きできるようにしている

⑤窓口で本人（弱視者）が書類を書くために拡大読書器を用意している

⑥窓口で本人（弱視者）が書類を書くためにサインガイドを用意している

⑦申請書類を視覚障害者用に簡素化している

⑧その他（ ）

問３１．日常生活用具の販売店を自治体で指定し委託していますか。

①している 　➡問３２へ

②していない

➡問３４へ

③どちらとも言えない

問３２．問３１で「①している」と回答した自治体にお聞きします。どのように指定していますか。（複数回答可）

①地元にある販売店を指定している

②視覚障害者の関連団体および施設（用具販売所等）を指定している

③委託契約の申請があった販売店を指定している

④フォロー（納品・設置・説明等）体制が整っている販売店を指定している

⑤その他（ ）

問３３．貴自治体で販売店を指定する際、どのように委託契約を結んでいますか。

①販売店が都道府県と委託契約を結ぶ

②地域の自治体で連携し、広域的に販売店と委託契約を結ぶ

③自治体独自に販売店と委託契約している

④その他（ ）

問３４．貴自治体において、日常生活用具給付事業に関する職員の研修を定期的に実施していますか。

①している

②していない

③どちらともいえない

④その他（ ）

問３５．貴自治体において、日常生活用具給付事業に関するどのような研修があれば学びたいと思いますか。（複数回答可）

①視覚障害特性における生活困難なこと等を学ぶ研修

②日常生活用具給付の制度の内容や事務手続きを学ぶ研修

③日常生活用具の役割や機能を学ぶ研修

④障害者総合支援法を学ぶ研修

⑤その他（ ）

問３６．貴自治体において日常生活用具給付制度を実施するにあたっての課題を教えてください。（複数回答可）

①職員が定期的に異動するため、専門的知識を習得するのが難しい

②日常生活用具給付事業の予算を確保することが難しい

③給付の判断に迷うことが多い

④地域に住む視覚障害者へ支給制度を周知することが難しい

⑤地域に住む視覚障害者のニーズに応えることが難しい

⑥補装具費支給制度との違いを理解することが難しい

⑦審査手順、申請手続き等が複雑

⑧その他（ ）

問３７．貴自治体において日常生活用具給付事業を実施するにあたり求めることを教えてください。（複数回答可）

①国が給付品目等の最低基準（必ず実施しなければいけない）を示してほしい

②新しい製品の導入等、時代にあわせて、給付制度の定期的な見直しをする広域的な会議が必要

③担当職員の研修を定期的に実施することが必要

④新しい視覚障害者の用具を見ることができる展示会が必要

⑤その他（ ）

**質問は以上です、ご協力ありがとうございました。**

**同封の返送用封筒に入れて１１月２０日までにご返送ください。**

**なお、本調査に関するご不明な点などは、下記にお問い合わせ下さい。**

**日本盲人会連合組織部団体事務局**

**〒169-8664　東京都新宿区西早稲田2-18-2**

**TEL　０３－３２００－００１１**

**FAX　０３－３２００－７７５５**

**E-mail　chousa@jfb.jp**